

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
公募要領

第1 趣旨

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうちさとうきび生産性向上緊急支援事業（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容

本事業は、さとうきび産地の生産体制強化に向け、さとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち、次に定める特に重要な取組に必要な経費（事務に要する経費を含む。）を緊急的に助成するものとする。なお、国は、事業の実施に当たり、台風、干ばつ等の自然災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとする。また、本事業の対象となる取組は、令和6年4月1日以降に着手したものとする。ただし、交付決定が行われなかった場合は、本事業の対象となる取組に該当しないことから、交付決定前に着手する際は、自らの責任で取り組む可能性があることに留意して行うものとする。

1 事業の内容

事業対象となる取組は、以下に掲げるものとする。

なお、（1）から（8）までの取組を推進する上で、農業機械等の導入又はリース導入を行う必要がある場合、事業対象となる農業機械等については、別記1に定めるとおりとする。

- （1）担い手・作業受託組織の育成・強化対策
- （2）農作業の受委託の推進
- （3）地力増進対策
- （4）機械化の推進
- （5）自然災害による被害の軽減
- （6）種苗確保対策
- （7）肥培管理対策
- （8）病虫害防除対策
- （9）病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組

2 留意事項

- （1）国は、事業の実施に当たり、1に掲げる取組の中で、特に次に掲げる取組が重点的に取り組まれるよう、適切な配慮をするものとする。

ア 土づくりの推進

イ 作型・品種構成の転換

ウ 担い手・作業受託組織の育成・強化及びオペレーター・作業員の育成・

確保

エ 環境負荷の低減

(2) 1の取組の実施に当たっては、地域ぐるみでの効果的な取組となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を適宜開催するものとする。

(3) 1の(1)に掲げる取組については、産地の持続可能な生産体制の構築を図るために重要な担い手・作業受託組織の育成・強化に係る以下のア及びイに掲げる取組を支援するものとする。

なお、イの取組のうち農業機械等の導入又はリース導入の対象となる取組については、対象となる農業機械等は別記1の3に定めるとおりとする。

ア 担い手・作業受託組織の育成・強化

(ア) 研修会の開催や農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積等の取組

(イ) 就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通等産地における人材確保の取組

(ウ) 産地における外国人労働者の受入体制の整備

(エ) 担い手等が有する農業機械のメンテナンス体制の構築

イ さとうきび複合経営の導入による担い手の経営安定

(ア) さとうきび複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会の取組

(イ) さとうきび栽培を核とした複合経営の拡大、転換等に必要な機械導入

(4) 1の(9)の取組については、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみでほ場確認を行う取組を行うこと。

イ 植付時又は株出管理時等において、薬剤施用や耕種的防除の取組等により、病害虫や難防除雑草の予防的防除を行うこと。

ウ ほ場確認実施者に対し、別記2により、ほ場確認を行った結果について事業実施主体への報告を義務付けること。

エ ほ場確認は、植付又は株出管理後を中心に、1ほ場当たり月1回(最大3回)実施すること。

(5) (3)のうち(エ)の農業機械のメンテナンス体制を構築する取組を行う場合については、以下のアからウに掲げる取組を支援するものとする。

ア メンテナンス体制の構築に向けた検討会の開催

イ 農業機械の補修・メンテナンスに関する技術講習会の開催

ウ 農業機械の補修・メンテナンスの実施

(6) 別記1の1のうちケーンハーベスタ又は苗植付機の導入又はリース導入に併せて搬出・搬入機の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、ケーンハーベスタ又は苗植付機の農業機械の能力・規模に見合った搬出・搬入機に限り、導入又はリース導入できるものとする。

(7) 別記1の1のうち堆肥散布車若しくは散水車の農業機械等の導入又はリー

ス導入を行う場合は、第3の2の事業実施主体の（1）、（2）、（4）及び（9）から（11）までの者が、市町村、島内など一定の広域における農業用の活用計画に基づき農業機械等の導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上、作成し、実施されなければならないものとする。

- （8）別記1の1の（5）のうち無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）」等を遵守するものとする。
- （9）平年糖度（過去7年中庸5年平均糖度）が13.1度を下回る条件不利地域にあっては、通常の事業実施計画（別紙様式2-1-1、別紙様式2-1-2、別紙様式2-2-1及び別紙様式2-2-2）に加え、低糖度対策の事業実施計画（別紙様式2-2-3）についても応募できるものとし、当該計画に定めた取組については、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり2,000円を上限に優先的に支援するものとする。
- （10）国は、事業の実施に当たり、労働力不足に対応した作業競合の回避、台風等自然災害リスクの分散等生産の安定化を目的に作型や品種の転換を進める取組については、通常の事業実施計画（別紙様式2-1-1、別紙様式2-2-2、別紙様式2-2-1及び別紙様式2-2-2）に加え、作型・品種転換対策の事業実施計画（別紙様式2-2-4）についても応募できるものとし、当該計画に定めた取組については、事業実施主体の取組面積（直近年の株出栽培の1割を上限）10a当たり3,000円を上限に優先的に支援するものとする。
- （11）別記1の3の農業機械等の導入又はリース導入に当たっては、複合経営品目特有の農業機械等に限るものとし、汎用性の高い農業機械等については、対象外とする。

第3 応募要件

1 事業の対象地区

事業実施地区は指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内とする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げる者とする。ただし、（2）、（4）、（11）の者が農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組を行った場合には、本事業の対象とはならないものとする。

- （1）農業協同組合
- （2）公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。）
- （3）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- （4）土地改良区

- (5) 協議会(さとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。)
 - (6) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)
 - (7) 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)
 - (8) 特定農業法人及び特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。)
 - (9) その他生産者の組織する団体
 - (10) 国内産糖製造事業者
 - (11) 民間企業
- 3 本事業の第2の1の(1)のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組及び第2の1の(9)の事業に応募できる者は、2の(5)に掲げる者に限るものとする。
- 4 本事業の事業実施主体となる者は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 5 2の(3)の者にあつては、さとうきびの生産振興を行う法人であること。
- 6 2の(5)の者にあつては、農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であつて、代表者、組織及び運営の規定の定めがあること。
- 7 2の(6)から(9)の者にあつては、代表者、組織及び運営の規定の定めがあること。
- 8 2の(10)の者にあつては、さとうきびの製糖業を行う製造事業者であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること
- 9 2の(11)の者にあつては、さとうきびの生産振興を行う企業であつて、代表者、組織及び運営の規定の定めがあること。
- 10 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

- (1) 第2の1の(2)から(9)までに掲げる取組を行う場合の成果目標は、以下のア～オに掲げる目標から、1つ以上(第2の1の(3)、(6)及び(7)に掲げる取組についてはオを含む1つ以上)設定することとする。
- また、第2の1の(1)に掲げる取組については、以下のア～キに掲げる目標から、1つ以上を設定するものとする。ただし、第2の2の(3)のイの(イ)に掲げる取組の成果目標は、以下のア～エに掲げる目標から1つ選

択し、併せてクを選択するものとする。

なお、第2の2の(5)に掲げる低糖度対策に取り組む場合の成果目標はケを、第2の2の(6)に掲げる作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標はコを選択するものとする。

ア 生産量の増加

生産量を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加(ただし、事業実施計画を作成する際に得られる直近年(以下「直近年」という。)の生産量が平年水準を上回る場合には、直近年の生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる生産量のうちいずれか多い方)

ただし、農業機械等の導入又はリース導入の場合は、生産量を5%以上増加

イ 作付面積の増加

作付面積を1%以上増加

ウ 10a 当たり収量の増加

作型別栽培の10a 当たり収量を5%以上増加

エ 労働時間の削減

10a 当たり労働時間を10%以上削減

オ 土壌診断・土づくり実施面積の増加

土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加

カ 担い手に係る作付面積の増加

担い手の作付面積を1%以上増加

キ 担い手・作業受託組織の育成・強化に係る取組の普及

担い手・作業受託組織の育成や強化、複合経営の普及に資する検討会を1回以上開催

ク 販売金額の増加

複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加

ケ 糖度の増加

糖度を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加

コ 作型・品種転換の推進

新植作付面積の増加

2 目標年度

第2に掲げる取組の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の目標年度は、さとうきびの栽培上の特性と取組内容に鑑みて、事業実施年度の翌々年度にならざるをえない場合を除き、原則事業実施年度又はその翌年度とする。

3 事業実施計画の承認基準

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 共通事項

(ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。

(イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

- (ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (エ) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
- (オ) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (カ) 助成の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (キ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (ク) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (ケ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
- (コ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、リース導入の場合においては、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケンハーベスタの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
- (サ) 助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (シ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ス) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ソ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (タ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得す

るシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。)

(チ) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

(ツ) 事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、予算成立後制定される交付等要綱に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に対して提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(イ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費一助成金）/当該農業機械等の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

- ア 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- イ 取組の内容が、成果目標の達成に結びつくものであること。
- ウ 取組の内容が、地域におけるさとうきび増産プロジェクトに定められたものであること。
- エ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上に寄与すると認められること。
- オ 取組が実施されることが確実であると見込まれること。

第5 事業実施期間

令和6年度

第6 助成

1 補助対象経費

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 農業機械等を導入する場合

(ア) 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(イ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

(ア) 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。以下同じ。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 金利
- ④ その他農産局長が特に必要と認めるもの

(イ) 農業機械等の賃借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と

のリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

② リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

(ウ) 本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

ただし、別記1の3に掲げる農業機械等の場合は、以下算式の6/10を1/2に置き換えて計算するものとする。

① $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

② $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記3に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記3の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとみなすこととする。

2 第2の1の(1)から(8)までに掲げる取組（農業機械等の導入又はリース導入は除く。）の具体的な内容ごとに設定される補助率は、平成24年度にさとうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成されたさとうきび増産基金の基金管理団体が当該事業計画で定めている具体的な取組内容ごとの補助率（事業実施地区が鹿児島県内の場合には公益社団法人鹿児島県糖業振興協会が定めている補助率、事業実施地区が沖縄県内の場合には公益社団法人沖縄県糖業振興協会が定めている補助率。）に比べ過大とならないよう定めるものとする。

3 第2の1の(1)から(8)までに掲げる取組のうち農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の6/10以内とする。また、リース導入の場合はリース料の6/10以内とする。ただし、第2の2の(3)のイの(イ)に必要な農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の1/2以内とし、リース導入の場合はリース料の1/2以内とする。

4 第2の1の(9)に掲げる取組については、補助対象となる面積は令和6年産以降の生産を行う面積とし、補助金の額は10a当たり1回200円とする。

5 第2の2の(3)のアの(エ)に掲げる取組を行う場合については、事業実

施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり1,200円を上限に支援するものとする。

6 事業実施主体は、共同購入した資材・機材の適正な使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は必要に応じて、事業実施主体に当該資料の提出を求めることができるものとする。

7 次の取組は、本事業の対象としない。

(1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

(2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組

(3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

(4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

(5) 不動産、船舶、飛行機、又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組（ただし、農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は除く。）

(6) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

9 8の(5)の規定にかかわらず、地方農政局長等が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器具（灌水タンク等）を取得する取組等）については、本事業の補助対象とすることができる。

10 申請できない経費

(1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

(2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(3) 農業機械等の導入又はリース導入に係る取組を実施する場合、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

9 助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第7 審査方法等

- 1 地方農政局等は、応募者が第3の応募要件を満たすこと及び第10の3に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について第4の採択要件等を満たしていることも審査した上で、農産局に提出するものとする。
- 2 農産局長は、1により地方農政局等から提出された事業実施計画について、第4の採択要件等を満たしていることを審査した上で、別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、別紙に掲げる審査基準等に基づき、採択優先順位を定め、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

なお、審査の経過は、応募者に通知しない。また、審査の経過についての問合せその他一切の照会には応じない。
- 3 国は、応募のあった事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

第8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

第9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

第10 応募方法

1 公募期間

令和6年3月29日（金）から令和6年5月7日（火）午後5時まで（必着）

2 提出先及び問合せ先

応募書類は、原則郵便により以下の提出先に提出するものとするが、電子メールによる提出を希望する場合は、提出先のTEL等に連絡の上、送付先アドレスを確認し、当該アドレスに提出するものとする。なお、FAXによる提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せについては、平日の午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）とし、電子メールによる問合せは、不可とする。

<提出先>

- ・主たる事業実施地区を鹿児島県とする場合
九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL:096-300-6251、FAX:096-211-9780
- ・主たる事業実施地区を沖縄県とする場合
内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL:098-866-1653、FAX:098-860-1195

<事業に関する相談窓口>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
TEL:096-300-6251
- ・内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課
TEL:098-866-1653
- ・事業担当課：農林水産省 農産局地域作物課
TEL:03-3501-3814 (直通)

3 提出にあたっての注意事項

- (1) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。
 - (2) 提出すべき応募書類は、次に掲げる書類とする。
 - (3) 応募申請書（別紙様式1）
 - (4) さとうきび生産性向上緊急支援事業 事業実施計画書（別紙様式2-1、別紙様式2-2-1、別紙様式2-2-2、別紙様式2-2-3又は別紙様式2-2-4）
 - (5) 規約、役員名簿、総会資料等応募者の活動内容が分かる資料
 - (6) 申請書類チェックシート（別紙様式3）及びチェックが入った書類
- (3) 申請書類を郵送等により提出する場合は、(2)に掲げる応募書類を封筒に入れ、「さとうきび生産性向上緊急支援事業 応募書類在中」と表に朱書きして提出先窓口に提出するものとする。
- なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。
- (4) 申請書類を電子メールで提出する場合は、(2)に掲げる応募書類を添付し、件名を「さとうきび生産性向上緊急支援事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載する。
- また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その
- （○は連番）とする。
- (5) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和6年5月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和6年6月上旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 事業実施主体は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和6年1月10日付け5農産第3219号）及び甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領（令和6年1月10日付け5農産第3220号）等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する（事業実施主体の代表者個人には、帰属しない。）。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産の処分により得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募することとする。

(1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。

(2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。

(3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて、事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがある。

6 事業実施結果の評価

本事業終了後、自ら事業実施結果の検証・評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。また、地方農政局長等が報告のあった評価結果から、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断した場合は、改善計画を作成し、翌年度、再度評価を実施し、報告するものとする。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

8 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、地方農政局長等に対して

チェックシートを提出するものとする。

(参考)

公募要領第2の1の取組例

取組事項	取組例
(1) 担い手の育成・強化対策	就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通、外国人労働者の受け入れ体制の整備（研修など）、研修会の開催等の担い手の育成、農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積、複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会 等
(2) 農作業の受委託の推進	地域での合意形成、受託組織間の調整活動、春作業を適期適切に行うための作業受託組織の体制構築 等
(3) 地力増進対策	堆肥等の有機物の投入、緑肥施用、土壌改良資材の投入、深耕・心土破碎、土壌診断 等
(4) 機械化の推進	オペレーター及び作業員育成のための研修会の開催、資格取得支援、栽培管理機等の改良、農業機械等の保守管理の体制構築 等
(5) 自然災害による被害の軽減	共同かん水対策、点滴チューブ、かん水銃等の導入、採苗ほの設置、島内外からの代替苗の確保、防風・防潮林の整備の普及 等
(6) 種苗確保対策	優良品種採苗ほの設置、新品種の緊急増殖、地域の種苗体制の構築、側枝苗による種苗増殖、補植用一芽苗の利用推進、苗浸漬の推進 等
(7) 肥培管理対策	適期株出管理の推進、適期肥培管理の推進、マルチ栽培の推進（生分解性マルチの導入含む。） 等
(8) 病虫害防除対策	病虫害の一斉防除・共同防除の推進（薬剤防除、フェロモンチューブ、フェロモントラップ・誘殺灯設置、一斉防除に係る砕土委託） 等
(9) 病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組	病虫害・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみで行うほ場確認 等

※（４）の取組のうち資格取得支援については事業終了後３年間はオペレーター等になることが確実に見込まれること。

公募要領第2の1の(1)から(8)までのうち農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組の内容

農業機械等名
1 農業機械等（さとうきび） （1）ケーンハーベスタ（収納袋を含む。） （2）株出管理作業機 （3）苗植付機 （4）乗用トラクター （5）防除用機械 （6）堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） （7）肥料散布機 （8）耕うん用機械 （9）碎土整地用機械 （10）栽培管理用機械 （11）搬出・搬入機 （12）脱葉機 （13）散水車（車と一体的なものに限る。）
2 機材（さとうきびの干ばつ被害を軽減するものに限る。） （1）設置型農業用タンク （2）灌水ポンプ （3）灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー、ろ過・淡水化装置等）
3 農業機械等（複合経営品目） 植付・播種、収穫・調製等の複合経営の実施に必要な農業機械等（品目特有のものに限る。）
4 その他の農業機械等 1から3に定める農業機械等のほか、地方農政局長等が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

病虫害発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
病虫害発生の有無		有（病虫害名： ） 無	
食害・糞の有無		無 有（被害株数 ）	
幼虫の有無		無 有（寄生頭数 ）	
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 （最大 3 回）
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

雑草発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
雑草発生の有無		有（雑草名： ） 無	
雑草の繁茂状況			
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名又は 耕種的防除 の取組	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 (最大 3 回)
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

補助対象経費（農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組）

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験 ・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	講習会受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する講習会の受講等経費	<ul style="list-style-type: none"> 受講料金表など積算根拠となる資料を添付すること。 受講したことを証明する資料を提出すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器及びほ場等の借上経費	

	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

	調査研修旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表及び研修会の受講等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供及び資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業に従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施及び取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。 ・公募要領補助金の額の50%未満とすること。

役務費		事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書等に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等経費	

- 1 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 公募要領第2の2の(3)のイの(ア)の取組については、通常の営農行為に要する経費(肥料や農薬等)等、複合経営の導入に向けた検討会や技術講習会以外に要する経費
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合
- 2 公募要領第2の2の(3)のアの(エ)に掲げる取組については、公募要領第6の2に規定する補助率に関わらず、1/2以内とする。

(別紙)

【審査基準：さとうきび生産性向上緊急支援事業】

1 農業機械等の導入又はリース導入のみの取組の場合

審査項目	評価の観点	ポイント配分 (満点)
1 成果目標 ポイント	<p>現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の①から⑤の成果目標の中から1つ以上選択することとし、2つ選択した場合には、高い方のポイントを採用する。</p> <p>なお、複合経営品目の農業機械等の導入又はリース導入の取組については、⑥の成果目標と併せて、①から④の成果目標の中から1つ選択することとし、二つの成果目標の合計ポイントを採用する。</p> <p>① 10a当たり労働時間を10%以上削減</p> <p>①-1 新たにハーベスタを導入する場合</p> <p>〔※これまで手作業で実施していた収穫作業について、 ハーベスタ導入により機械化する場合〕</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上50%未満・・・・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上40%未満・・・・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上30%未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上20%未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>①-2 ①-1 以外の場合</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上30%未満・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p>	10ポイント

	<p>② 生産量を5%以上増加</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上25%未満・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15%以上20%未満・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上15%未満・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上10%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>③ 作付面積を1%以上増加</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上8%未満・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上6%未満・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1%以上4%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>④ 作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上25%未満・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15%以上20%未満・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上15%未満・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上10%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>24ポイント以上30ポイント未満・・・8ポイント</p> <p>18ポイント以上24ポイント未満・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上18ポイント未満・・・4ポイント</p> <p>6ポイント以上12ポイント未満・・・2ポイント</p>	
--	---	--

	<p>(複合経営品目の農業機械等の導入又はリース導入に取り組む場合の必須成果目標)</p> <p>⑥ 複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	10ポイント
2 重要性 ポイント (複合経営品目の農業機械等の導入又はリース導入に係る取組は除く。)	<p>受益面積に応じてポイントを付与。</p> <p>60ha以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>50ha以上60ha未満・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>40ha以上50ha未満・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>30ha以上40ha未満・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>20ha以上30ha未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>	5ポイント
3 みどりの食料システム法との連携	<p>事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合はポイントを付与。</p>	5ポイント
4 地域計画等との連携	<p>事業実施主体の構成員が 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、ポイントを付与。</p>	5ポイント

【審査基準：さとうきび生産性向上緊急支援事業】

2 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

・配分に当たっては、ポイントの高い地区から採択を行うことを基本とするが、台風、干ばつ等の気象災害が大きい地域や条件不利地域等に配慮し、補助金額を減額して採択する場合がある。なお、公募要領第2の2の(5)に掲げる低糖度対策、公募要領第2の2の(6)に掲げる作型・品種転換対策の取組については、補助金の範囲内で優先的に採択を行うものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標 ポイント	<p>現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の①から⑤の成果目標の中から1つ以上選択することとし、2つ選択した場合には、高い方のポイントを採用する。</p> <p>なお、地力増進対策、種苗確保対策、肥培管理対策を実施する場合は、以下の成果目標のうち⑤の成果目標は必須とし、担い手の育成・強化対策については、①から⑤の成果目標に加えて、⑥及び⑦の成果目標を選択することができるものとする。</p> <p>また、低糖度対策の取組については、⑧の成果目標を、作型・品種転換対策の取組については⑨の成果目標を選択するものとする。</p> <p>① 生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）以上に増加 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・8ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・6ポイント 5%以上10%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上5%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>② 作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上4%未満・・・・・・・・2ポイント</p>	10ポイント

	<p>③ 作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>20%以上25%未満・・・・・・・・8ポイント</p> <p>15%以上20%未満・・・・・・・・6ポイント</p> <p>10%以上15%未満・・・・・・・・4ポイント</p> <p>5%以上10%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>④ 10a当たり労働時間を10%以上削減</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>25%以上30%未満・・・・・・・・8ポイント</p> <p>20%以上25%未満・・・・・・・・6ポイント</p> <p>15%以上20%未満・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上15%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加</p> <p>30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>24ポイント以上30ポイント未満・・・8ポイント</p> <p>18ポイント以上24ポイント未満・・・6ポイント</p> <p>12ポイント以上18ポイント未満・・・4ポイント</p> <p>6ポイント以上12ポイント未満・・・2ポイント</p> <p>(担い手・作業受託組織の育成・強化対策のみ選択可能)</p> <p>⑥ 担い手に係る作付面積を1%以上増加</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>8%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6%以上8%未満・・・・・・・・6ポイント</p> <p>4%以上6%未満・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1%以上4%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑦ 担い手・作業受託組織の育成・強化、環境負荷の低減や複合経営の普及に資する検討会を1回以上開催</p> <p>5回以上開催・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>4回以上開催・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3回以上開催・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>2回以上開催・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>1回以上開催・・・・・・・・・・2ポイント</p>	
--	--	--

	<p>(低糖度対策に取り組む場合の成果目標)</p> <p>⑧ 糖度を平年水準（過去7年中庸5年平均）以上に増加</p> <p>0.5度以上 10ポイント</p> <p>0.4度以上0.5度未満 8ポイント</p> <p>0.3度以上0.4度未満 6ポイント</p> <p>0.2度以上0.3度未満 4ポイント</p> <p>0.1度以上0.2度未満 2ポイント</p> <p>(作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標)</p> <p>⑨ 受益地区において、新植作付面積を1%以上増加</p> <p>10%以上 10ポイント</p> <p>8%以上10%未満 8ポイント</p> <p>6%以上8%未満 6ポイント</p> <p>4%以上6%未満 4ポイント</p> <p>1%以上4%未満 2ポイント</p>	
--	---	--

(別紙様式1)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔主たる事業実施地区を鹿児島県とする場合に
あつては九州農政局長、沖縄県とする場合
にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和5年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうちさとうきび生産性向上緊急支援事業への応募について

このことについて、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうちさとうきび生産性向上緊急支援事業公募要領に基づき関係書類を添えて事業実施計画を提出します。

事業(会計)責任者氏名：
電 話：
F A X：
メールアドレス：

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(2)～(8)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 のみの取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
事業実施主体
県・市町村名
地 区 名

第1 事業目的

①さとうきびの生産振興を図る上での産地の課題について【必須記載】

②産地の課題解決に向け本事業（農業機械の導入又はリース導入）をどのように活用し、また、どのような産地の姿を目指していくのか【必須記載】

③その他【任意記載：①②以外で特筆することがあれば記載。ただし、既存の機械等がありながら、新たに導入する場合はその理由を記載すること。】

第2 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等リース費用、規格、能力等) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			完了年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		
		生産量を5%以上増加	t	t	%	戸 (年度)	ha (年度)	台 (円/台)	円	円	円	円		
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha	台 (円/台)	円	円	円	円		
		作型別栽培の10a 当たり収量を 5%以上増加 (〇栽培)	t/10a	t/10a	%	(65歳未満) 人								
		10a当たりの労働 時間を10%以上 削減	h/10a	h/10a	%									
		土壌診断及び土 づくりの実施面 積割合を6ポイ ント以上増加	ha (件)	ha (件)	ポイント									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～オに掲げる目標を記入すること（「目標」を2つ以上設定することも可能）。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。また、65歳未満の者が事業の受益者として含まれている場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(2)～(8)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量（単価、台数、面積等）について記入すること。
なお、実施要領別記1第5の1(1)のア、イに掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること（対象となる農業機械等ごとにそれぞれ記入すること。）
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 8 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を記入すること。
- 9 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

成果目標					
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）				

- (注) 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

事業実施主体の構成			受益する農家又は受益農業従事者の状況	
名称（設立年月日）	構成員の名称又は氏名	備考	人・農地プランの中心経営体の位置づけ	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび増産計画又はフォローアップに導入予定機械等の位置づけの有無（有・無） ・みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無（有・無） ・地域計画のうち目標地区の位置づけの有無（有・無） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体名（○年○月認定済） ・経営体名（○年○月認定予定） 	

2 導入又はリース導入する農業機械等の内容

(1) 規模決定の根拠

--

- (注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械等の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械 (収穫)						
既存の農業機械 (植付)						
既存の農業機械 (株出)						
既存の農業機械等 (その他)						

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。
 2 「既存の農業機械 (収穫、植付、株出)」には、事業実施主体が所有するさとうきびの収穫、植付又は株出に係る農業機械等について記入すること。「備考」の欄に導入年と導入手法 (自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別) を記入すること。該当するものが無い場合、「無 (今回導入予定、〇〇組合 (〇〇地区) に委託、人力作業)」等を記入すること。
 3 「既存の農業機械等 (その他)」は、上記以外の農業機械等を国庫補助事業で導入 (リース含む) した場合記入し、併せて「備考」の欄に導入年と導入手法 (国庫補助のみ) を記入すること。

(4) 機械化一貫体系

作業	機械作業体制の有無	機械作業主体	適期作業に向けた考え方
収穫			
植付			
株出管理			
その他 ()			

- (注) 1 「機械作業体制の有無」の欄には、受益地区における当該作業について機械による作業体制が整備されている場合には「有 (使用機械名)」、本事業で整備される場合は「有 (本事業で導入予定)」、整備されていない場合は「無」と記載すること。
 2 「機械作業主体」の欄には、「機械作業を行う主体名 (地区名)」を記載すること。なお、事業実施主体以外が機械を所有している場合、所有していることが把握できる書類 (当該作業を実施する生産組合等の機械管理台帳等) を添付すること。
 3 「適期作業に向けた考え方」欄には、今回導入する農業機械等を用いて、適期植付作業、適期株出管理作業等を行うためにどのような体制で行うかを記載すること。

(5) 動産保険等の内容

--

(6) 農業機械の納入業者又はリース事業者の選定方法の計画

納入業者又はリース事業者の選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積 (いずれかに○)
指名競争入札の場合における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(7) 前処理施設又は精脱葉施設等の設置場所

施設等名 (処理量：最大トン/日)	所有者・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

- (注) 1 ケーンハーベスタを導入する場合、含みつ糖のみを生産する地区の事業実施主体は記載すること。
 2 設置場所が分かる地図を添付すること。

(8-1) 農業機械等の購入助成額

農業機械等名 (型式)				備 考
購入価格 (消費税抜き)	①		(円)	
購入価格 (消費税込み)	②		(円)	
購入助成額 (国庫補助金)	③		(円)	
消費税	④		(円)	

- (注) 1 「(購入助成額(国庫補助金))」の欄には、処分益を控除した上で②×6/10以内の額を記入すること。
 2 「備考」の欄には、本事業の実施による下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること。
 なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。
 3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 納入事業者の見積書の写し(2社以上)等を添付すること。

(8-2) 農業機械等のリース料助成額

農業機械等名 (型式)						備 考
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(日)	
	リース借受日から〇年間 (※2)				(年)	
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)	①				(円)	
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)	②				(円)	
リース諸費用 (消費税抜き)	③				(円)	(リース諸費用内訳)
リース料助成額 (注2)	④				(円)	保険料： 円 固定資産税： 円
消費税	⑤				(円)	金利： 円
事業実施主体負担リース料 (消費税込み)	①-②+③-④+⑤				(円)	

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。
 A： (①× (リース期間/法定耐用年数) + ③) × 6/10以内
 B： ((①-②) + ③) × 6/10以内
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 リース事業者の見積書の写し（2社以上）、機械納入業者の見積書の写し（2社以上）等を添付すること。

(9) オープンAPIへの対応（トラクターを導入又はリース導入する場合）

導入又はリース導入するトラクターのメーカーが、APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているかどうか確認の上、以下の該当する□にチェック。

- 整備している（又は整備する見込みである）
 整備していない

【参考】 APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー（令和4年11月1日時点農林水産省調べ）
 国内メーカー： 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー： AGCO Corporation(Fendt, MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

- (注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
 整備していないにチェックががついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造し、データを連携できる環境を整備していないメーカーのトラクターの導入を希望する場合は、別途その理由書を添付するものとする。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。
 記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第7 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

○ 農業機械等の導入又はリース導入のみの取組

- (1) 成果目標に係る受益農家、受益面積等が分かる資料を添付すること。
- (2) 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。
なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- (3) 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）実施要領（以下「実施要領」という。）別記第5号及び5号別添（事業評価シート）等を添付すること（他事業の場合は、準ずるものを添付すること）。評価年を迎えていない場合は、実施要領別記様式第1号及び別記様式第4号に 準じて作成したものを添付すること。
なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- (4) 堆肥散布車及び散水車を導入する場合は、1年間の使用計画を送付すること。
- (5) さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事

業活動実施計画、基盤確立事業実施計画及び人・農地プランの中心経営体の位置付けが確認できる資料を添付すること。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(1)のうち 複合経営品目に係る 農業機械等の導入又はリース導入 のみの取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
 さとうきび生産性向上緊急支援事業
 (複合経営品目に係る農業機械等の
 導入又はリース導入)

事業実施計画書

事業実施年度 令和〇年度 (補正予算)
 事業実施主体 令和〇年度 (補正予算)
 事業実施主体 令和〇年度 (補正予算)
 事業実施主体 令和〇年度 (補正予算)
 事業実施主体 令和〇年度 (補正予算)

第1 事業実施主体におけるさとうきび生産に係る現状等

	栽培面積				さとうきびの栽培面積割合		備考
	さとうきび		複合経営品目 ()				
現 状		a		a	#DIV/0!	%	
取 組 後		a		a	#DIV/0!	%	

- (注) 1 現状の栽培面積については、事業実施主体の直近年の栽培面積を記載すること。なお、新規に取り組む場合は、予定している栽培面積を記載し、備考欄に(予定面積)と記載すること。
- 2 「複合経営品目()」については、具体的な品目名を記載すること。
複合経営品目が複数ある場合は、欄を追加して記載すること。
- 3 取組後の栽培面積については、目標年度における事業実施主体の栽培面積を記載すること。
- 4 取組後の「さとうきび栽培面積割合」については、50%以上であること。

第2 事業目的

- ①さとうきびの生産振興を図る上で、複合経営に取り組むことの必要性について【必須記載】
※ 複合経営を導入により、核となるさとうきび栽培の経営安定化に、どう寄与するのかという観点から記載すること。
- ②本事業を活用して、どのような機械を導入(又はリース導入)するのか。また、本機械を導入する理由について【必須記載】
- ③その他【任意記載：①②以外で特筆することがあれば記載。ただし、既存の機械等がありながら、新たに導入する場合はその理由を記載すること。】

第3 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等リース費用、規格、能力等) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			完了年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		
		複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加	円	円	%	戸 (年度)	ha (年度)	円	円	円	円			
		生産量を5%以上増加	t	t	%	(現状) 戸	(現状) ha	円	円	円	円			
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	%	(65歳未満) 人								
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加(〇栽培)	t/10a	t/10a	%									
		10a当たりの労働時間を10%以上削減	h/10a	h/10a	%									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～エに掲げる目標を1つ記入するとともに、併せてクの目標を記入すること。
 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
 5 「受益」の欄については、事業実施主体における複合経営品目の目標年度の戸数及び面積を記入すること。
 また、65歳未満の者が事業の受益者として含まれている場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。
 なお、実施要領別記1第5の1(1)のア、イに掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること(対象となる農業機械等ごとにそれぞれ記入すること)。
 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
 8 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を記入すること。
 9 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第4 目標数値の具体的な内容

成果目標	複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加				
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）： :
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）				

(注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのか
2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

成果目標					
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）： :
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）				

(注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのか
2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第5 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

事業実施主体の構成			受益する農家又は受益農業従事者の状況	
名称（設立年月日）	構成員の名称又は氏名	備考	人・農地プランの中心経営体の位置づけ	備考
		・さとうきび増産計画又はフォローアップに導入予定機械等の位置づけの有無 （有・無） ・みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 （有・無） ・地域計画のうち目標地区の位置づけの有無 （有・無）	・経営体名 （○年○月認定済） ・経営体名 （○年○月認定予定）	

2 導入又はリース導入する農業機械等の内容

(1) 規模決定の根拠

--

(注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械等の利用計画と整備状況

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械等（複合経営品目）						
既存の農業機械等（さとうきび）						

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。
 2 「既存の農業機械」には、事業実施主体が所有する複合経営品目、さとうきびに係る農業機械等について記入すること。
 「備考」の欄に導入年と導入手法（自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別）を記入すること。
 3 農業機械等については、機械ごとに記載するものとし、複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 共通で使う機械については、主で使う品目に分類して記載すること。

(4) 動産保険等の内容

--

(5) 農業機械の納入業者又はリース事業者の選定方法の計画

納入業者又はリース事業者の選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積 (いずれかに○)
指名競争入札の場合における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(6-1) 農業機械等の購入助成額

農業機械等名 (型式)				備考
購入価格 (消費税抜き)	①		(円)	
購入価格 (消費税込み)	②		(円)	
購入助成額 (国庫補助金)	③		(円)	
消費税	④		(円)	

- (注) 1 「(購入助成額 (国庫補助金))」の欄には、処分益を控除した上で②×1/2以内の額を記入すること。
 2 「備考」の欄には、本事業の実施による下取り等により処分益が発生する場合は、その額 (消費税込み) を記入すること。
 なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業 (農業機械の導入) を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名 (制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。
 3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 納入事業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

(6-2) 農業機械等のリース料助成額

農業機械等名 (型式)						備考
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(日)	
		リース借受日から○年間 (※2)				(年)
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)	①				(円)	
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)	②				(円)	
リース諸費用 (消費税抜き)	③				(円)	(リース諸費用内訳)
リース料助成額 (注2)	④				(円)	保険料： 円 固定資産税： 円
消費税	⑤				(円)	金利： 円
事業実施主体負担リース料 (消費税込み)	①-②+③-④+⑤				(円)	

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること (千円未満は切り捨て)。
 A: $(① \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + ③) \times 1/2$ 以内
 B: $(① - ②) + ③ \times 1/2$ 以内
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 リース事業者の見積書の写し (2社以上)、機械納入業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

第6 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。
--

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (複合経営品目に係る農業機械等の導入又は リース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」)

第8 収支予算(又は積算)

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (複合経営品目に係る農業機械等の導入又は リース導入のみの取組)	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

○ 農業機械等の導入又はリース導入のみの取組

- (1) 成果目標に関係する受益農家、受益面積等が分かる資料を添付すること。
- (2) 関係する県、市町村において、過去(耐用年数の範囲内)、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。
なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- (3) 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、農畜産業機械等リース支援事業(地域作物支援型)実施要領(以下「実施要領」という。)別記第5号及び5号別添(事業評価シート)等を添付すること(他事業の場合は、準ずるものを添付すること)。評価年を迎えていない場合は、実施要領別記様式第1号及び別記様式第4号に準じて作成したものを添付すること。
なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- (4) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画及び人・農地プランの中心経営体の位置付けが確認できる資料を添付すること。

実施の有無	取組内容
	実施要領別記第1の1の(2)から(9)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
 さとうきび生産性向上緊急支援事業

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
 事業実施主体 名
 県・市町村 名
 地区 名

第1 事業目的

- ①さとうきびの生産振興を図る上での産地の課題について【必須記載】
- ②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトの取組について【必須記載】
- ③産地の課題解決に向け本事業（農業機械の導入又はリース導入を伴わない取組）をどのように活用し、また、どのような産地の姿を目指していくのか【必須記載】
- ④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第2 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 工種、施設区分、構造、規格、能力等 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C) 円	負担区分			補助率 %	完了 年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫 補助金 (A) 円	事業実施 主体 (B) 円	その他 (C) 円			
		生産量を平年水準以上に増加	t	t	%	戸 (年度)	ha (年度)	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る助成 (〇円/ha) 〇〇 t	円	円	円	円	%		
		作付面積を1%以上増加	ha	ha	%	戸 (現状)	ha (現状)	6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林〇号)	円	円	円	円	%		
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加 (〇〇栽培)	t/10a	t/10a	%				円	円	円	円	%		
		10a当たりの労働時間を10%以上削減	h/10a	h/10a	%				円	円	円	円	%		
		土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加	ha (件)	ha (件)	ポイント				円	円	円	円	%		
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のア～オに掲げる目標を記入すること（「目標」を2つ以上設定することも可能）。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。ただし、生産量の現状値については、平年水準（7年中庸5年平均）を用いるものとするが、直近のデータの生産量が平年水準を上回っている場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標と掲げる生産量のうちいずれか多い方を現状値とする。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(2)～(9)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量（単価、回数、基数、台数、面積等）について記入すること。
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

- 8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第3 事業の成果目標

成果目標					
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）				

- (注) 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

(注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目	事業費 (円)		積算根拠 (作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等)	対象農 家戸数 (戸)	対象 面積 (ha)	備考
		うち国庫補助 金 (円)				
費目						
	小計					
費目						
	小計					
費目						
	小計					
費目						
	小計					
合計						

(注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。

2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。

3 「費目」の欄は、実施要領別記9に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。
記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない 取組)	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第7 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない 取組)	円	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 4 事業実施地区の地図（取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの）
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(1)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
(担い手・作業受託組織の育成・強化対策)

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
事業実施主体
県・市町村名
地 区 名

第1 事業目的

- ①産地の生産体制を支える担い手・作業受託組織の育成・強化を図る上での課題について【必須記載】
- ②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトにおける担い手・作業受託組織の育成・強化に係る取組について【必須記載】
- ③担い手・作業受託組織の育成・強化を図る上での課題の解決に向け本事業（農業機械の導入又はリース導入を伴わない取組）をどのように活用し、また、どのような産地の姿を目指していくのか【必須記載】
- ④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第2 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 工種、施設区分、構造、規格、能力等 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C) 円	負担区分			補助率 %	完了 年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫 補助金 (A)	事業実施 主体 (B)	その他 (C)			
		生産量を平年水準以上に増加 t	t	%	戸 (年度)	ha (年度)	1 担い手・作業受託組織の育成・強化 ・研修会の開催 ・担い手への農地利用集積の取組 ・就農相談会の開催 ・他産地・他産業との連携による労働力確保 ・外国人労働者の受入体制整備 ・担い手・作業受託組織が収穫作業の受託を円滑に行うために必要となる作業員・オペレーター確保の取組 2 複合経営の導入による担い手の経営安定 ・産地検討会の開催 ・技術講習会の開催	円	円	円	円	%			
		作付面積を1%以上増加 ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha									
		作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加(〇栽培) t/10a	t/10a	%											
		10a当たりの労働時間を10%以上削減 h/10a	h/10a	%											
		土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加 (件) ha	(件) ha	ポイント											
		担い手に係る作付面積を1%以上増加 ha	ha	%											
		担い手・作業受託組織の育成や強化、複合経営の普及に資する検討会を1回以上開催 一回	回	回											
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のA～キに掲げる目標を記入すること（「目標」を2つ以上設定することも可能）。
- 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。ただし、生産量の現状値については、平年水準（7年中庸5年平均）を用いるものとするが、直近のデータの生産量が平年水準を上回っている場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標と掲げる生産量のうちいずれが多い方を現状値とする。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
- 4 「目標数値」の欄に記載した現状及び目標並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
- 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量（単価、回数、基数、台数、面積等）について記入すること。
- 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第3 事業の成果目標

成果目標					
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増減（増減率等）：
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）				

- (注) 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

- (注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
 2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目	事業費 (円)		積算根拠 (作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等)	対象農 家戸数 (戸)	対象 面積 (ha)	備考
		うち国庫補助 金 (円)				
費目	小計					
費目	小計					
費目	小計					
費目	小計					
費目	小計					
合計						

- (注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。
 2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。
 3 「費目」の欄は、実施要領別記9に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
 「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。
 4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

<p>※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。</p>

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組 (担い手・作業受託組織の育成・強化対策))	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第7 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組 (担い手・作業受託組織の育成・強化対策))	円	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 4 事業実施地区の地図（取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの）
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(1)から(8)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組（低糖度対策）

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
(低糖度対策に係る取組)

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
事業実施主体
県・市町村名
地 区 名

第1 事業実施地区におけるさとうきび生産に係る現状等

収穫面積	平年糖度	低糖度対策の取組面積	上限単価	補助金上限
ha	度	ha	2,000 円/10a	0 円

- (注) 1 「収穫面積」については、直近年（令和3年産）の収穫面積とする。
 2 「平年糖度」については、過去7年（平成27年産から令和3年産）中庸5年平均糖度とする。
 3 「平年糖度」が13.1度を下回っている場合、低糖度対策に係る取組を行うことができるものとする。
 4 「低糖度対策の取組面積」については、延べ面積ではなく実面積とし、収穫面積の範囲内となっていること。

第2 事業目的

①産地における低糖度に係る課題について【必須記載】
②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトにおける低糖度対策の位置付けについて【必須記載】
③本事業をどのように活用し、産地の低糖度対策に取組むこととするのか【必須記載】
④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第3 事業計画総括表

県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	目標	目標数値			受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等))	総事業費 (A+B+C) 円	負担区分			補助率 %	完了年月日	備考
			現状	目標 (年度)	増加度数	戸数	面積			国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円			
		糖度を平年水準以上に増加	度	度	度	戸 (年度) (現状) 戸	ha (年度) (現状) ha	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る助成(〇円/ha) 〇〇 t 春植 ha 6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置(農林〇号) 春植 ha	円	円	円	円	%		
合計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のケに掲げる目標を記入するものとし、「目標数値」の「現状」欄については、第1の「平年糖度」を記載すること。
 2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。
 4 「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。また、「現状」の面積については、第1の「低糖度対策の取組面積」であること。
 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
 6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)～(8)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。また、低糖度対策に資する取組であること。
 7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。また、国庫補助金については、第1の「補助金上限」の範囲内であること。
 8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第4 事業の成果目標

成果目標					
目標数値	現状値：		目標値： (○年度)		増加度数：
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）				

- (注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、低糖度対策として、どのような取組を行うことにより、どれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
- 2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。
- 3 低糖度対策の取組については、「平成29年産に発生したさとうきびの低糖度の原因及び対策に係る研究（イノベーション創出強化研究推進事業（研究開発ステージ）」の「研究の主要な成果」における「栽培管理における着目すべき有益な技術的方策」に沿った取組、又はその他の研究成果によって効果が確認された取組とすること。なお、その他の研究成果によって効果が確認された取組を行う場合は、根拠として当該取組による効果が確認できる論文等の資料を添付すること。

第5 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

(注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目	事業費 (円)		積算根拠 (作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等)	対象農 家戸数 (戸)	対象 面積 (ha)	備考
		うち国庫補助 金 (円)				
費目	小計					
費目	小計					
費目	小計					
費目	小計					
費目	小計					
合計						

(注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。

2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。

3 「費目」の欄は、実施要領別記9に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。

「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第6 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

<p>※当該取組について意見を記載。 記載した県又は市町村の所属課名を記載。</p>
--

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(低糖度対策))	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」)

第8 収支予算(又は積算)

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(低糖度対策))	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 4 事業実施地区の地図(取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの)
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

実施の有無	取組内容
	実施要領別記1第1の1の(1)から(8)のうち 農業機械等の導入又はリース導入 を伴わない取組（作型・品種転換対策）

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
 さとうきび生産性向上緊急支援事業
 （作型・品種転換対策に係る取組）

事業実施計画書

事業実施年度 令和○年度（補正予算）
 事業実施主体
 県・市町村名
 地 区 名

第1 事業実施地区におけるさとうきび生産に係る現状等

株出栽培面積	作型・品種転換対策の取組面積	上限単価	補助金上限
ha	ha	3,000 円/10a	0 円

(注) 1 「株出栽培面積」については、直近年（令和3年産）の収穫面積とする。

2 「作型・品種転換対策の取組面積」については、延べ面積ではなく実面積とし、株出栽培面積の1割の範囲内となっていること。

第2 事業目的

- ①産地における作型・品種構成に係る課題について【必須記載】
- ②産地で定められているさとうきび増産プロジェクトにおける作型・品種転換に係る位置付けについて【必須記載】
- ③本事業をどのように活用し、産地の作型・品種転換に取組むこととするのか【必須記載】
- ④その他【任意記載：①②③以外で特筆することがあれば記載】

第3 事業計画総括表

県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	目標	目標数値			受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等))	総事業費 (A+B+C) 円	負担区分			補助率 %	完了 年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円			
		新植作付面積の増加	ha	ha	%	戸 (年度) (現状) 戸	ha (年度) (現状) ha	3 地力増進対策 ・有機肥料の投入に係る 助成 (〇円/ha) 〇〇 t 春植 ha 6 種苗確保対策 ・優良品種採苗圃の設置 (農林〇号) 春植 ha	円	円	円	円	%		
合計															

(注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1第3の1の(1)のロに掲げる目標を記入するものとし、「目標数値」の「現状」欄について、新植作付面積割合を選択する場合は、直近年の面積に対する新植面積の割合を記入するものとする。

2 「目標数値」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。ただし、さとうきびの栽培上の特性と取組内容を鑑みて、やむを得ない場合は、事業実施年度の翌々年度とすることができるものとする。

3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

4 「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。

5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。

6 「事業内容」の欄については、実施要領別記1第1の1(1)～(8)に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量(単価、回数、基数、台数、面積等)について記入すること。また、作型・品種転換対策に資する取組であること。

7 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。また、国庫補助金については、第1の「補助金上限」の範囲内であること。

8 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額(「除税額〇円 うち国費〇円」)を記入すること。

第4 事業の成果目標

成果目標					
目標数値	現状値： (○年度)		目標値： (○年度)		増加ポイント：
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法（実績値の算出方法）				

- (注) 1 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、作型・品種転換対策として、どのような取組を行うことにより、どれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 2 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第5 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名

2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体		
民間団体		

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

3 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (作型ごとの単価、回数、面積、台数等)	備考

- (注) 1 「地区名」及び「取組項目」の欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。
 2 「事業量」の欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

4 費目別積算根拠

取組項目	事業費 (円)		積算根拠 (作型ごとの単価、人数、回数、面積、台数等)	対象農 家戸数 (戸)	対象 面積 (ha)	備考
		うち国庫補助 金 (円)				
費目						
	小計					
費目						
	小計					
費目						
	小計					
費目						
	小計					
	合計					

- (注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。
 2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。
 3 「費目」の欄は、実施要領別記9に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
 「積算根拠」の欄には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。
 4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の欄の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第6 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。
 記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(作型・品種転換対策))	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」)

第8 収支予算(又は積算)

1 収入の部

区 分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
さとうきび生産性向上緊急支援事業 (農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組(作型・品種転換対策))	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

- 1 受益地区におけるさとうきび増産プロジェクト
- 2 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 4 事業実施地区の地図(取組を実施したほ場、取組内容等が分かるもの)
- 5 取組のスケジュールが分かる資料
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める資料

別紙様式3

令和5年度補正予算 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業
さとうきび生産性向上緊急支援事業(別紙様式2)
申請書類チェックシート

※別紙様式2の取組の申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

事業実施主体名				
区分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄	
1	応募申請書(別紙様式1)		<input type="checkbox"/>	
2	事業実施計画書(別紙様式2-1-1、別記様式2-1-2、別紙様式2-2-1、別紙様式2-2-2、別紙様式2-2-3又は別紙様式2-2-4)		<input type="checkbox"/>	
3	申請書類チェックシート(本紙)(別紙様式3)		<input type="checkbox"/>	
基本	事業実施主体の活動や財務状況に係る資料			
	4	規約	<input type="checkbox"/>	
	5	役員名簿	<input type="checkbox"/>	
	6	総会資料等応募者の活動内容が分かる資料等	収支予算又は収支決算	<input type="checkbox"/>
	目標設定に係る資料			
	7	目標数値の根拠となる資料	設定した成果目標に応じて、それらの現状及び目標年の数値の確認が可能な資料を添付(基準年(基本はR5年産)の作付面積、作型等が分かる受益者全員分の資料(JAや農業委員会等に提出している資料など)及び、目標年の作付予定が確認できる資料等)※土壌診断の目標を選択した場合、土壌診断及び土づくりごとに関係する資料は必須	<input type="checkbox"/>
8	受益欄に記載した数値が確認できる資料	受益農家名簿、面積がわかる資料(上記「7」で同様の内容の資料を提出している場合は再度の添付は不要)。なお、第1 事業計画総括表の事業内容の「受益」には、目標年におけるさとうきびの作付農家戸数、面積を記載すること。	<input type="checkbox"/>	
農業機械等導入又はリース	9	さとうきび増産プロジェクト	受益地区におけるさとうきび増産プロジェクトを添付	<input type="checkbox"/>
	10	委託契約書(案)	事業の一部を委託する場合は契約書(案)を添付すること(委託額は、補助金の額の50%未満となること)	<input type="checkbox"/>
	11	経費使用に関する参考資料	経費のうち謝金や賃金等の支払いを予定している場合は、謝金や賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料	<input type="checkbox"/>
	12	管理運営規定	導入機器、試作機器等の管理についての規定(保管場所、管理責任者が配置されていること、故障の際の対応等が記載されていること)	<input type="checkbox"/>
	13	資材等消耗品及び備品(50万円以上の機器、器具)の見積書の写し(原則3者以上)	見積者は、申請者と利害関係にない者とする。見積書には、①金額(機械等本体価格(税抜き))、②品目、③メーカー名、④機種名、⑤形式等が記載されていること。相見積もりが2者以下の場合理由を添付。	<input type="checkbox"/>

別紙様式3

令和5年度補正予算 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業
さとうきび生産性向上緊急支援事業(別紙様式2)
申請書類チェックシート

※別紙様式2の取組の申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

事業実施主体名			
区分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
導入を伴わない取組	14 カタログ・パンフレット等	試作品等の概要が分かる資料、見積書 機器のカタログ(概要や諸元等が分かるもの)。 大部な場合は、表紙(どのカタログか分かるように)と対象機械の掲載された該当ページのみ添付。	<input type="checkbox"/>
	15 事業実施地区の地図	取組を実施するほ場(範囲)・場所、取組内容を地図に記載	<input type="checkbox"/>
	16 スケジュール	実施スケジュールを添付	<input type="checkbox"/>
	17 その他参考資料	事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること	<input type="checkbox"/>
目標設定に係る資料(つづき)			
農業機械等導入又はリース導入を伴う取組	18 管理運営規定	導入機器の管理についての規定 (保管場所、管理責任者が配置されていること、故障の際の対応等が記載されていること)	<input type="checkbox"/>
	19 農業機械又はリース物件納入業者の見積書の写し(2社以上)	見積者は、申請者と利害関係に無い者とする。見積書には、①金額(機械本体価格(税抜き))、②品目、③メーカー名、④機種名、⑤型式等が記載されていること。	<input type="checkbox"/>
	20 リース事業者の見積書の写し(2社以上)	①物件名、②リース期間、③リース物件価格(機械本体価格(税抜き))、④残価設定額、⑤リース助成額、⑥リース諸費用(保険料、固定資産税、金利、消費税)、⑦借受者リース料等が確認できるもの。 なお、助成金は初年度一括してリース事業者に支払うこととし、借受者リース料はリース物件価格から助成金を差し引いた額を元に算定してください。	<input type="checkbox"/>
	21 カタログ・パンフレット等	導入機械のカタログ(概要や諸元等がわかるもの)。 大部な場合は、表紙(どのカタログかわかるように)と対象機械の掲載された該当ページのみ添付。	<input type="checkbox"/>
	22 機械の規模決定根拠が分かる資料	資料には、規模決定の考え方、規模決定の計算過程を記載。 受益地区における既存機械等(自力等で既に導入しており、今後も受益地区において使用を予定する同種の機械)も含めた規模決定が必要。	<input type="checkbox"/>
	23 機械化一貫体系にて、事業実施主体以外が機械を所有している場合	所有していることが把握できる書類(当該作業を実施する生産組合等の機械管理台帳等)	<input type="checkbox"/>
	24 事業実施地区の地図	取組を実施するほ場(範囲)・場所、取組内容を地図に記載	<input type="checkbox"/>
25	関係する県、市町村において、過去(耐用年数の範囲内)、国庫事業による農業機械等の導入実績及び当該機器の受益地区を示した資料	今回導入するものと同種のものを国庫事業により導入した実績がある場合は、導入実績及び受益地区の地図を添付	<input type="checkbox"/>

別紙様式3

令和5年度補正予算 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業
 さとうきび生産性向上緊急支援事業(別紙様式2)
 申請書類チェックシート

※別紙様式2の取組の申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

事業実施主体名			
区分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
26	事業評価シート等	過去に国庫補助事業において農業機械等の導入又はリース導入の支援を受けている場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等が分かる資料 ○評価年を迎えている場合 事業評価シート、又は準ずるものを添付 ○評価年を迎えていない場合 事業実施状況報告書等を添付 (なお、実績等の数字が把握できる資料も併せて添付)	<input type="checkbox"/>
27	堆肥散布車、散水車年間使用計画	堆肥散布車、散水車を導入する場合、関係市町村等と調整の上、年間の使用計画が分かる資料を添付すること	<input type="checkbox"/>
28	その他参考資料	事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること	<input type="checkbox"/>

注) 資料は番号順に並べ、各資料の最初のページに、それぞれ該当の番号を記入したインデックスを貼ってください。
 申請内容等の確認のため、必要に応じて、追加の資料を求める場合があります。

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業

【令和5年度補正予算要求額 2,628百万円】

<対策のポイント>

離島等の地域経済・雇用を支えるさとうきび・かんしょの生産者、分みつ糖工場やでん粉工場の持続的な生産体制の構築を図るため、生産性向上の取組、サツマイモ基腐病等の病害対応の取組、分みつ糖工場の省力化による労働生産性を高める取組等を支援します。

<事業目標>

- さとうきびの単収の向上・安定化（6,230kg/10a [令和7年度まで]）
- さとうきびの10a当たり労働時間の削減（30.9時間/10a [令和7年度まで]）
- かんしょの生産量の増加（86万 t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 甘味資源作物生産性向上事業 1.693百万円

- さとうきび生産性向上支援事業**
さとうきび産地の持続可能な生産体制の構築を図るため、島嶼部における労働力確保に向けた取組や土壌の特徴に応じた地力増進の取組等、島ごとに策定したさとうきびの**生産性向上のための取組計画**を支援します。
- かんしょ生産性向上支援事業**
サツマイモ基腐病の次期作への影響を最小限にしながら、かんしょの持続的な生産を行う取組やでん粉原料用かんしょの生産性向上や省力化に資する取組を支援します。
- 砂糖製造業等生産性向上緊急支援事業**
ア 分みつ糖工場について、労働力不足に対応するため、省力化による労働生産性向上等の取組を支援します。
イ いもでん粉工場について、生産コスト低減等の取組を支援します。

2. 甘味資源作物生産性向上緊急整備事業 936百万円

- 著しく老朽化した**分みつ糖工場の大規模整備、集中管理・自動化等省力化による労働生産性向上等に必要な施設整備**を支援します。
- いもでん粉工場の衛生管理の高度化、生産コストの低減等に**必要な施設整備**を支援します。
- 健全な苗や種いもの供給体制の強化に必要な施設整備を支援します。

<事業イメージ>

さとうきび生産性向上支援事業

島嶼部における**労働力確保**や近年の**単収低下**等、島ごとに抱える課題に対応した**生産性向上のための取組**を支援。

<生産性向上の取組例>

- 機械化一貫体系による省力化
- 担い手育成に向けた研修会
- 堆肥等を活用した土づくり

地域の生産体制を支える**担い手等の育成**や省力化による**労働生産性・単収向上**により、離島において代替の効かないさとうきびの持続的な生産体制の構築を促進。

かんしょ生産性向上支援事業

- サツマイモ基腐病を**防除**し、かんしょの持続的な生産を行うのに必要な**ほ場条件の改善、健全な種いも・苗の確保、他作物転換等**を支援。
- でん粉原料用かんしょの生産性向上のための**多収新品種への転換**、**廃プラ排出抑制のための生分解性マルチの導入**、**省力化に資する農業機械の導入等**を支援。

- 健全な苗の確保
- 多収新品種（こないしん）への転換
- 生分解性マルチの導入

分みつ糖・いもでん粉工場

分みつ糖工場については省力化・効率化に向けた人員配置、工場工程の見直し及び施設整備など**労働生産性向上等に必要な取組**を、いもでん粉工場については**衛生管理の高度化や生産コスト低減等に必要な取組**を支援。

- 集中管理や自動化等による省力化施設の導入、改良
- 原料糖の共同配送など離島間の糖業の連携、人材の確保、育成に向けたモデル的取組 等

労働生産性の向上 集中制御室等整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農産局地域作物課 (03-3501-3814)